

## フランスにおける問題点と要望

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
4	日機輸 日商	(1)	事業撤退に伴う補償費の負担	<p>・事業あるいは企業撤退に際し、一定数の従業員を解雇する場合、事業所のある県からペナルティを要求される可能性がある。</p> <p>問題点： 解雇に関する行政への補償費負担が投資・企業進出の足かせになっている。また、50人以上1000人以下の事業・企業の撤退の場合、補償費に関する判断が県の労働局に任されているため、補償額・内容が不明確である。</p>	<p>・撤退範囲の拡大。</p> <p>・補償額・内容の明文化。</p>	・仏労働法 L1233-87 条
9	時計協 日商  時計協	(1)	輸入許可	<p>・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約(CITES)に基づく輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。</p> <p>・ATA カルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。</p> <p>(参考) ・保護動植物種に関する輸出許可書:ワシントン条約(CITES)によって指定されている動植物種の輸出については、エコロジー・エネルギー・持続可能開発・運輸・住宅省環境エネルギー地方局を通じて交付される CITES 輸出許可書を取得する必要がある。</p>	<p>・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。</p> <p>・ATA カルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。</p>	・ワシントン条約
14	日商	(1)	移転価格税制	<p>・各国間のルールがまちまちで、見解が分かれることがあり、二重課税リスクを抱える可能性がある。</p>	<p>・世界標準の移転価格税制(ガイドライン)の法整備。</p> <p>・事前確認制度の充実。</p>	
16	日機輸  日商 日商  日商	(1)	就労ビザ等の取得困難	<p>・国際企業にとって、要員の迅速な派遣は、事業の円滑・効率的経営に不可欠であるが、企業内派遣者およびその家族に関する労働滞在許可取得に時間と手間がかかっている。</p> <p>・帯同家族ビザ更新期間が依然一年であること。</p> <p>・弊社が仏取引先に納入した日系メーカーの機械メンテナンス・修理を目的に日本から定期的に派遣される技術者の為の APT(短期労働許可)要申請。DIRECTE(労働局)によって求められる書類が異なる事に加えて、書類の発送方法(郵送・email)に就いても統一されていない現況。</p> <p>・現行の制度では、仏語研修の為にフランスに『学生』ビザステータスで入国させた従業員を、研修終了後、日本に帰国させずに『派遣従業員』ステータスに切り替えることが不可能。</p> <p>(参考) ・3 カ月以上の滞在にはビザ(査証)が必要。用途に応じたビザを領事館(日本では在日フランス大使館)に申請し、フランスに到着後、各県庁(パリの場合はパリ警視庁)に滞在許可証の申請を行う。なお、3~12 カ月の長期ビザには、カテゴリーにより入国後 3 カ月以内に移民局に登録することを前提に滞在許可証として有効なビザもある。</p> <p>(対応) ・日-EU 規制緩和対話に際し、日本政府より改善要望を提示。</p>	<p>・労働・滞在許可証取得の簡素化、迅速化、安定化を要望する。</p> <p>・帯同家族のビザ更新期間延長。</p> <p>・申請手続きの簡略化・統一化。</p> <p>・日系企業専用窓口の設置。</p> <p>・語学研修後期間を置かず、そして従業員を日本に帰国させなくとも、『学生』ステータスから就労ビザステータスへの変更ができる制度の見直し。</p>	・フランス移民法

経由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
	自動部品 日商  日商  日機輪  日商  日機輪	(2)	過剰な労働者保護	<p>・週 35 時間労働、週末出勤の規制、実質的解雇困難、過剰なプライバシー保護 (例:社用 e-mail のプライベート使用可。内容のチェック会社側不可。= 情報漏洩の可能性あり。)等、労働者を過剰に保護する法律が多く、柔軟な会社運営が難しい。</p> <p>・社会保険、休業規定など、政府の厚い保護により人件費の高騰がネックである (現地子会社)。</p> <p>・季節性、臨時性ある仕事のみ有期雇用が認められている。</p> <p>・社内の組織・方針変更に伴う有期雇用が認められていないので、新規採用の可能性を減らしている。</p> <p>・柔軟ではない雇用契約、限定的にしか許容されない有限雇用、雇用主負担の増大等、制約が多かったが、少しずつながら改善してきている。</p> <p>・企業の経済的理由(部門縮小等)による解雇はこれまで困難だったが、マクロン政権下の改正労働法により更に柔軟な雇用環境の創出を期待したい。</p>	<p>・経営者側にもう少し労働者管理の自由度を認めて頂きたい。</p> <p>・柔軟な要員調整が保証される制度を確立してほしい。</p> <p>・柔軟な要因調整が保証される制度を確立して欲しい。</p> <p>・改正労働法等による改善策、解釈の法制化。</p>	<p>・労働法</p> <p>・個人情報保護法</p> <p>・雇用安定化法</p>	
	日機輪 日商	(3)	事業譲渡に伴う雇用継続義務	<p>・事業譲渡を行う法人の従業員を、事業譲受する法人が継続雇用する義務があるため、生産性の高いオペレーションの提供、投資および外国企業進出の足かせになっている。</p>	<p>・TUPE 撤廃。</p> <p>・条件の緩和。</p>	<p>・Transfer of Undertakings Protection of Employment (TUPE, 英国)</p> <p>・2001/23/EC</p>	
17	知的財産制度運用	JEITA 日機輪	(1)	私的複製補償金制度	<p>・補償金制度の受益者が料率表を決定するという不公平な制度になっているため、常に事業者にとって不利な料率表が一方的に決定されている。</p> <p>・また補償金収入の 25% が文化振興に使用されていることから、政府も受益者として不正な補償金制度を支持している。それに加え、現行料率表は法的疑義のあるものであるため、事業者は法的安定性・公平性に欠く状況の中で対象製品の企画販売及び補償金の支払を強いられている。</p>	<p>・制度趣旨及び製造者の意向も十分に反映した公平な制度運用をすべきである。</p> <p>・また、補償金を文化振興のために使用することはディレクティブ違反であるのでやめるべきである。</p>	<p>・知的所有権法典に関する 1992 年 7 月 1 日の法律 (法律第 92-597 号) 第 311 の 5 条</p>
	日商	(2)	たばこ製品の包装に係るプレーンパッケージ規制	<p>・オーストラリアで導入されているたばこ製品へプレーンパッケージ規制と同様の規制の導入を検討しており、導入されれば商標の本質的役割である商品間の識別機能が著しく低下し、ビジネスの肝である「ブランド価値」が大きく毀損されることにより、健全な市場競争が阻害される。具体的な懸念としては、製品間の区別が困難なことから、消費者が意図しない製品を購入してしまうこと、消費者が低価格製品に移行すること、及び新規の市場参入が困難となることがあげられる。加えて、包装の簡素化により偽造が比較的容易であることから、偽造品の増加も懸念としてあげられる。</p> <p>(注) プレーンパッケージ規制とは、たばこ製品の包装について、形態、色等を規格化する措置であり、具体的には、写真付きの警告表示の刷記(前面 75%、後面 90%)を義務付けることにより包装上のスペースを大幅に制限した上で、ロゴ等の図形商標の使用を禁止し、且つ文字商標についても規定のフォントで所定の場所にのみ使用を可とするもの。</p>	<p>・左記のとおり、プレーンパッケージ規制は事業者の知的財産権を侵害し、ひいては健全な市場競争を通じた産業の発展を妨げる措置であると考えられる一方で、同規制の目的である、未成年者の喫煙防止等は、教育や罰則強化等の代替措置で達成可能と考えられることから、比例原則に沿った規制措置を実施して頂きたい。</p> <p>・日本政府に、左記の問題点を十分にご理解頂き、積極的な対処をお願いしたい。</p>	<p>・Draft Health Bill Amendments</p>	

\* 経由団体: 各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
22環境問題・廃棄物処理問題	日商	(1)	食品製造用酵素ポジティブリスト化	・EUによる食品製造用酵素のポジティブリスト化。	・2020年の公布の予定のようですが、清酒製造においても沢山の酵素剤を使用しており情報収集中。清酒のみならず日本産食品のEU輸出においてはリスト化に関してEU当局との事前協議が肝要と考える。	・EU指令23/2012
	日商	(2)	環境ホルモン規制	・現在、国内商品の全てのキャップ中にBPA(ビスフェノールA)が原材料に含まれているため、フランス向けの12月受注分はキャンセルになった。当社と取引がある複数キャップメーカーでは、完全BPAフリーのキャップは量産体制が整っておらず、接液面にBPAが含まれていないキャップであれば大したコストアップもなく代用可能だが、フランスの規制には「接液面に含まれていなければ良い」という明確な記載がないため、メーカーによって見解が異なる状況である。当社社内コンプライスに則りフランス向け輸出を自主規制している。	・現在フランスでの規制となっているが、これがEU全域で採用される可能性が高い。規制すべきとした人体への影響度(一定期間の摂取予想量に基づく健康被害)等の化学的検証がなされたのか不明。全ての食品を対象とするというのは乱暴ではないかと思料。具体的・化学的根拠を求めたい。	
	日機輸	(3)	反計画的陳腐化法	・反計画的陳腐化法は、企業が意図的に製品の寿命を短くし(まだ使用できる製品の代わりに)新製品を購入させることを禁止する法律で、資源の有効利用、環境保全の趣旨は理解できるが、他方、技術革新によるユーザーへの便宜提供という企業努力を阻害する。	・法執行のモニター、行き過ぎの場合の政府からの抗議。	・反計画的陳腐化法
23諸制度・慣行・非能率な行政手続	医機連	(1)	現地の法律と日本の薬機法等との相違	・QMS省令が変更され、ISO13485を基本とする品質保証システムの統一化は進んでいるが、現地の法律と日本の薬機法等との相違は依然としてあり、承認書の維持管理が難しい。 変更が現地の判断で事前連絡なしに独自に行われたりする。 EPとJPの違いの不理解、等。 コミュニケーションが非常に重要で、特に担当者が変わった場合等は、改めて日本の薬機法等を連絡して理解を深めてもらう必要がある。	・グローバルでの品質管理のシステム、ルールの統一化。	・薬機法、JP
	日商	(2)	仏運転免許証への切替え手続き規則変更(煩雑化)	・2015年末からの規則変更と思料するが、免許証切替えの為の必要書類に運転免許経歴証明書・無事故無違反証明書(要法定翻訳)が追加された。	・日本の運転免許証の仏語翻訳だけで手続き履行できる規則の見直し。	
24法制度の未整備、突然の変更	日商	(1)	ガイド資格受給要件の変更	・現在ガイド資格を得るには大学の学士課程、修士課程の中で3科目を履修し単位を取得しなければならない。しかし「この3科目を取らなくてもガイド資格を与えよう」という動きが大学で出ており、Loi de simplification de la vie des Entreprises 法案が国会を通れば美術史や歴史などの学士課程や修士課程を終えた全員が、ガイドになるための何の教育訓練も受けず Registre への登録資格を持つようになるかもしれない。しかも「外国語の能力を問わず」ということになれば、いよいよガイドの品質レベルが落ちてしまう。 また「EU国籍の者は他のEUの国に行って自由に働く権利」があるので、例えば学歴の面から登録資格があれば、他のEUの国々の誰もがフランスにやってきてガイドとして働けることになる。そういう人達が添乗員として雇われて、グループと共にフランスに大挙してやってくるということも考えられる。そうなると通訳ガイドの品質劣化、ひいては旅行品質の劣化に繋がり、日本人観光客にとっても質的サービスの低下が危惧される。	・EU外の国々から来る添乗員によるガイド行為は労働法違反になり、それらの国々の観光客をガイドするためには、なにより言語の問題があるので、「日本語などのEU外の稀少言語のガイドにとつては重大な問題にはならない」というのが現実である。しかしながら、文化遺産の豊富なフランスは観光大国であり、通訳ガイドのレベルと品質もそれに見合ったものでないといけないと考える。 今回のこの資格制度変更に関し、以下の3つの通訳ガイドの組織が当局と交渉している。	・観光法 L.221-1(美術館・モニュメントのガイド資格について)Loi de simplification de la vie des Entreprises 第4条 ( <a href="https://www.legifrance.gouv.fr/affichLoiPreparation.do?idDocument=JQRFDOLE000029134377&amp;type=contenu&amp;id=2&amp;typeLoi=proj&amp;legislature=14">https://www.legifrance.gouv.fr/affichLoiPreparation.do?idDocument=JQRFDOLE000029134377&amp;type=contenu&amp;id=2&amp;typeLoi=proj&amp;legislature=14</a> )

\*経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日商			・パリ在住の日本人ガイドが高齢化しているが、フランス当局がガイド試験の実施を取りやめたため、人材が不足している。このままでは数年後には日本人ガイドが欠乏してしまう可能性がある。	<p>FNGIC (Fédération Nationale des Guides Interprètes et Conférenciers),  SNCG(Syndicat National des Guides Conférenciers= 以前の Conférenciers の組合)  ANCOVART(Association Nationale des Guides Conférenciers des Villes et pays d'Art et d'histoire)</p> <p>いずれにせよ、当局の指示には従わざるを得ないと思うが、我々日本旅行業界関係者としては通訳ガイド資格のレベルと品質を保つためにも現職ガイドを保護したいと考えている。</p> <p>・今後上記3組織の呼びかけにより、集会やデモなどを何度か行う予定だが、集会やデモに当たり、日本人観光客に影響が出ないことを願っている。</p> <p>・フランス観光行政当局に対して、早急に「ライセンス試験」の復活を求めたい。</p>	